

議員提出議案第 1 号

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月10日

福岡市議会  
議長 平畑雅博様

提出者 福岡市議会議員

稲員稔夫	堤田寛	あべひでき
新開ゆうじ	勝山信吾	津田信太郎
古川清文	和田あきひこ	藤野哲司
はしだ和義	田中しんすけ	

理由

この条例案を提出したのは、喫煙に関する環境の変化に鑑み、加熱式たばこによる喫煙を規制の対象に加えるとともに、路上禁煙地区の道路、公園等の屋外の公共の場所における喫煙を禁止すること等を定めることにより、受動喫煙を防止し、人に優しく安全で快適なまちづくりを推進する必要があるによる。

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の3号を加える。

(5) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。

(6) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。

(7) 路上喫煙 不特定多数の者が通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の公共の場所（屋外に限る。）において喫煙することをいう。

第20条第3項中「道路上で、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙」を「路上喫煙を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が定める場所を除く。

第20条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市は、路上禁煙地区における路上喫煙を防止するため分煙施設の整備、標識等の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（検討）

2 第20条第1項の路上禁煙地区の指定について、市はこの条例の施行後における市内の路上喫煙の状況を勘案し、見直しの検討を加え、所要の措置を講じるものとする。

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例案・条文新旧対照表

○人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） [新設]  [新設]  [新設]  2 （略）  （路上禁煙地区） 第20条 （略） 2 （略） 3 路上禁煙地区においては、何人も<u>道路上で、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。</u> [新設]  4・5 （略）</p>	<p>（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） <u>(5) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。</u> <u>(6) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。</u> <u>(7) 路上喫煙 不特定多数の者が通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の公共の場所（屋外に限る。）において喫煙することをいう。</u> 2 （略）  （路上禁煙地区） 第20条 （略） 2 （略） 3 路上禁煙地区においては、何人も<u>路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が定める場所を除く。</u> <u>4 市は、路上禁煙地区における路上喫煙を防止するため分煙施設の整備、標識等の設置その他の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>5・6 （略）</u></p>